

組合員(従業員)の死亡に対する「見舞金制度」は、既に各労働組合、企業内共済会、福祉会等で数多く採用されています。  
 私たちも現在「UAゼンセン見舞金制度」を運営していますが、給付額は組合員20万円、配偶者5万円と非常に少額です。そこで、組合同士の相互扶助制度として、自家100%運営で“加入しやすく”しかも“掛金が低廉”な「グループ生命共済」をご案内いたします。  
 各組合におかれましては、「見舞金制度」の上乗せとしてご検討いただきますようお願いいたします。

## 2 加入

### 1. 加入の取扱い(全員一律加入)

- ① 労働組合で1つの加入コースを選択し、全員が加入します。
- ② 健康状態にかかわらず、すべての組合員と配偶者が加入できます。
- ③ 毎月、新規および追加加入することができます。
- ④ 新たに組合員となった方は、必ず加入してください。

### 2. 加入資格

保障開始日および更新日現在、満65歳未満\*のUAゼンセン加盟組合の組合員と満65歳未満\*の配偶者。  
 \*3月1日時点で満64歳に達した後の最初に到来する2月末日で脱退となります。

### 3. 加入方法

組合で所定の加入申込書(「グループ生命共済加入申込書兼口座振替依頼書」)に必要事項を記入してください。  
 加入方法は**記名式**と**無記名式**の2通りあります。(掛金額が違います。)

【記名式】の場合の必要事項	【無記名式】の場合の必要事項
1 加入区分	1 加入区分
2 組合コード、住所、組合名、公印	2 組合コード、住所、組合名、公印
3 組合長・執行委員長名、担当者名(役職名)	3 組合長・執行委員長名、担当者名(役職名)
4 加入方式	4 加入方式
5 加入年月日	5 加入年月日
6 加入コース	6 加入コース
7 加入人員数および有配偶者数	7 加入人員数および有配偶者数
8 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	8 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
9 加入組合員名簿 <sup>(注1)</sup>	9 直近の「予算書記載 <sup>(注2)</sup> の組織人員の(写)」

(注1) 氏名、生年月日(西暦)が記載されていれば他の書類の代用OKです。

(注2) 毎年、更新日(3月1日)ごとに直近の組織人員数の(写)を提出していただきます。

### 4. 加入締切日

毎月20日(休日の場合は前営業日)UAゼンセン生活応援・共済事業局必着です。

### 5. 加入者証とご加入のしおり

加入された組合には初回掛金引落し確認後、加入の証として「加入者証」と「ご加入のしおり」を発行します。(引落日の翌月中旬に組合あて発送します。)

### 6. 加入コースの変更

毎年1回、3月1日(更新日)に取り扱います。

## 3 掛金の徴収

- ① 掛金をご指定の組合口座より、一括引落しいたします。
- ② 掛金が引落しされなかった場合は、翌月分とあわせて再請求いたします。
- ③ 掛金が3ヵ月引落しできなかった場合は、最初の引き落しできなかった月の末日をもって、自動脱退となります。(自動脱退後、再加入の手続きをした場合は、再加入日から新規扱いとなります。)

## 保障開始日(加入日)

保障開始日(加入日)は初回掛金引落日の翌月1日となります。



## 自動更新

一度加入されると、特にお申し出がない限り、毎年3月1日付で自動更新されます。  
 ただし**無記名式の場合には、更新時毎に直近の「予算書記載の組織人員数の(写)」を提出していただきます。**

## 脱退

- ① 加入者は、3月1日時点で満64歳に達した後の最初に到来する2月末日をもって、自動脱退となります。
- ② 加入組合員が中途脱退をする場合は、必ず当月20日までに(20日が休日の場合は前営業日)所定の「脱退届」<sup>(注)</sup>をUAゼンセン生活応援・共済事業局に提出してください。翌月末日をもって脱退とします。
- ③ 上記脱退に際しての返戻金はありません。  
 (注) 無記名式の場合は脱退人員数を記載し、記名式の場合は脱退者名簿を添付してください。

## Q&A

### 1. 加入に関して

- Q1 所属組合員が個人で加入することはできますか？**  
**A1** グループ生命共済制度は労働組合ごとの加入であり、個人での加入はできません。個人で加入をご希望の方は「生命共済」にご加入ください。
- Q2 組合員の一部が加入しなくても、契約できますか？**  
**A2** 契約できません。組合員の全員加入が必要です。
- Q3 加入の対象となる資格について説明してください。**  
**A3** 「加入資格」はつぎのとおりです。  
 (1) 対象者：組合員本人とその配偶者であること。  
 (2) 加入年齢：保障開始日(加入日)現在、組合員・配偶者とも満65歳未満であること。  
 (3) 健康状態：全員加入ですので、健康に関する「告知」は不要です。健康状態にかかわらず、すべての対象となる組合員とその配偶者が加入できます。

**Q4 脱退者(組合員でなくなった人)が出た場合、どういう手続きをとるのですか？**

**A4** 毎月20日までに「脱退届」が生活応援・共済事業局に到着した場合、翌月末日に脱退となります。

### 2. 共済金の給付に関して

- Q5 何歳まで継続して加入できますか？**  
**A5** 組合員、その配偶者とも3月1日時点で満64歳に達した後の最初に到来する2月末日をもって年齢満了脱退となります。
- Q1 共済金の支払はどのようになるのでしょうか？**  
**A1** 請求に基づき、生活応援・共済事業局から申請組合の登録口座に送金されますので、組合より共済金受取人に共済金をお支払いください。
- Q2 共済金はどのような場合、支払われますか？**  
**A2** 組合員およびその配偶者が死亡された場合、共済金が支払われます。(加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、犯罪行為を起因とする死亡以外はすべて支払の対象となります。)

### 3. 運営に関して

- Q1 グループ生命共済制度の運営はどこかに委託しているのですか？**  
**A1** すべてUAゼンセンの自家運営ですので、掛金が低廉となっています。安全性を高める目的で保障額の80%を再保険に出回しています。

## ご請求にあたって(詳細は「ご加入のしおり」をご参照ください。)

### ① 共済金請求について

- ① 共済金受取人は支払事由を知ったときから60日以内に必要書類をととのえ、共済金を請求してください。(無記名加入の場合は、必ず「直近の給与明細書の(写)」を添付してください。)
- ② 共済金受取人が支払い事由の発生を知ったときから、請求手続きを3年以上怠った場合、共済金の請求権は消滅します。

### ② 共済金受取人について

加入者が死亡した場合、死亡共済金の受取人は次の順位、順序となります。  
 ① 配偶者 ② 子供 ③ 養父母 ④ 実父母 ⑤ 孫 ⑥ 祖父母 ⑦ 兄弟姉妹

### ③ 共済金をお支払いできない場合(免責)

加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、犯罪行為を起因として死亡したとき。

### ■ 契約が無効となる場合

- ① 加入者が保障開始日、更新日に既に死亡していたときや、加入資格の範囲外であったとき。(例：年齢超過)
- ② 加入者が保障開始日、更新日に組合員でなかったとき。

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2019年募集版



— しっかり安心、ずっと安心 —

グループ  
生命共済



「相互扶助制度」ならではの  
安心、安定の共済です。

契約期間 3月1日から翌年2月末日までの1年契約(以後毎年3月1日に自動更新をします。)

申込方法 各労働組合で加入コースを選択し、生活応援・共済事業局に申し込みます。



UAゼンセン 生活応援・共済事業局  
**グループ生命共済**  
 URL: <http://uazensenkyosai.jp/> E-mail: [kyosai@uazensen.jp](mailto:kyosai@uazensen.jp)  
 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 / 受付時間: 平日9:00~18:00

☎ 0120-229-075  
 共済フリーダイヤル  
 TEL 03-3288-3533  
 生活応援・共済事業局  
 FAX 03-3288-3708  
 共済直通

# 制度のご案内

## 制度の特長

特長 ① 全員一律加入なので、健康状態にかかわらず **組合員全員の加入が可能!**

特長 ② 死亡原因に関係なく共済金が支払われるので **組合の死亡見舞金制度としてきわめて有効!**

※共済金をお支払いできない場合(免責)もあります。

特長 ③ すべてUAゼンセンの自家運営なので **掛金が低廉!** (割戻金・返戻金はありません)

特長 ④ すべてのコースで **組合員加入に配偶者がセット!** (共済金は組合員の1/5)

特長 ⑤ 加入手続きが簡単で **記名式、無記名式** どちらも **加入OK!**

特長 ⑥ 新規加入、追加加入とも **毎月加入OK!** (毎月1日加入)

特長 ⑦ 年間の **予算管理が可能に!** (費用の平準化が可能となります。)

## 保障内容

組合員およびその配偶者が死亡した場合、共済金が支給されます。

① 組合員が死亡したとき

共済金

② 配偶者が死亡したとき

共済金

ただし、組合員の共済金の5分の1

## 加入コース【保障額と月額掛金】

加入コース		G-3	G-5	G-10	G-15	G-20
保障額	組合員	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円
	配偶者	(6万円)	(10万円)	(20万円)	(30万円)	(40万円)
月額掛金	記名式	39円	65円	130円	195円	260円
	無記名式	45円	75円	150円	225円	300円

(注1) 組合員の加入に配偶者(組合員の共済金の1/5)もセットされています。(UAゼンセン共済独自の給付)

(注2) 配偶者の加入資格の年齢も組合員と同じです。(注3) 組合員が脱退した場合は、配偶者も同時に脱退となります。

## 記入例

グループ生命共済 加入申込書 兼 口座振替依頼書

UAゼンセン福祉共済互助会 御中  
 下記の内容が事実と相違ないことを確認し組合員名簿を添えて申し込みます。  
 (無記名式加入の場合には、組合員名簿は必要ありませんが予算書記載の組織人員数(写)を必ず添付してください。)

加入区分 **新規** **追加** **変更**

組合コード **1234567890** 部門名 **製造産業部門**

郵便番号 **102-8273** 記入日 **2019年1月15日**

カナ **トウキョウトキョダクワダンミナミ4-8-16**

漢字 **東京都千代田区九段南4-8-1**

お申込者 **ニホンセンイロウドウクミアイ**

組合名 **日本繊維労働組合**

電話番号 **03-3288-3533**

組合長・執行委員長名 **繊維 一郎** 印

担当者名 **共済 太郎** 役職名 **書記長**

加入方式 **①記名式** **②無記名式** 加入年月日 **2019年3月1日**

加入コース **G-3** **G-5** **G-10** **G-15** **G-20**

加入人員数 **123** 名 (内、有配偶者数 **45** 名) (注意事項) 追加加入の場合、人数は、「加入人員数」欄にご記入ください。

追加加入・変更の場合には、下記の「預金口座振替依頼書」の記入は不要です。

金融機関提出用 **預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)**

H1113A3(510)086

232120 年 月 日 122026000900

組合コード **1234567890** 申込日 **2019年1月15日** 収入代行会社 **明治安田システム・テクノロジー株式会社**

金融機関使用事項 (不備返却事由)

1 預金取引なし 2 印鑑相違 3 印鑑不明 4 印鑑不備 5 口座解約 6 口座解約済 7 その他 8 印鑑相違、フリガナ [記入漏れを含む] 9 金融機関番号・店舗番号

銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協

ゆうちょ銀行 16630 0 ※ 1001111

金融機関番号 店舗番号 預金種目 口座番号 (おついでに記入ください)

0005017 1普通 1001111

金融機関お届け印 (サイン) 振替日 毎月12日 (当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をご押印ください。

1 真行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却して下さりたくありません。

3 この契約を解約するときは、私から真行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、真行はこの契約が終了したものと取扱いさせていただきます。

4 この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、真行の責めによる場合を除き、真行には迷惑をかけません。(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます)

加入区分は必ず○印をご記入ください。

必ず押印ください。(組合公印)

必ず選択し○印をご記入ください。

必ず加入人員数をご記入ください。

金融機関届出印を押印してください。

必ずご記入ください。

キリトリ

## グループ生命共済 加入申込書 兼 口座振替依頼書

### UAゼンセン福祉共済互助会 御中

下記の内容が事実と相違ないことを確認し組合員名簿を添えて申し込みます。  
 [無記名式加入の場合には、組合員名簿は必要ありませんが予算書記載の組織人員数(写)を必ず添付してください。]

加入区分 **新規** **追加** **変更**

組合コード **1234567890** 部門名 **製造産業部門**

郵便番号 **102-8273** 記入日 **2019年1月15日**

カナ **トウキョウトキョダクワダンミナミ4-8-16**

漢字 **東京都千代田区九段南4-8-1**

お申込者 **ニホンセンイロウドウクミアイ**

組合名 **日本繊維労働組合**

電話番号 **03-3288-3533**

組合長・執行委員長名 **繊維 一郎** 印

担当者名 **共済 太郎** 役職名 **書記長**

加入方式 **①記名式** **②無記名式** 加入年月日 **2019年3月1日**

加入コース **G-3** **G-5** **G-10** **G-15** **G-20**

加入人員数 **123** 名 (内、有配偶者数 **45** 名) (注意事項) 追加加入の場合、人数は、「加入人員数」欄にご記入ください。

追加加入・変更の場合には、下記の「預金口座振替依頼書」の記入は不要です。

金融機関提出用 **預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)**

H1113A3(510)086

232120 年 月 日 122026000900

組合コード **1234567890** 申込日 **2019年1月15日** 収入代行会社 **明治安田システム・テクノロジー株式会社**

金融機関使用事項 (不備返却事由)

1 預金取引なし 2 印鑑相違 3 印鑑不明 4 印鑑不備 5 口座解約 6 口座解約済 7 その他 8 印鑑相違、フリガナ [記入漏れを含む] 9 金融機関番号・店舗番号

銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協

ゆうちょ銀行 16630 0 ※ 1001111

金融機関番号 店舗番号 預金種目 口座番号 (おついでに記入ください)

0005017 1普通 1001111

金融機関お届け印 (サイン) 振替日 毎月12日 (当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をご押印ください。

1 真行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却して下さりたくありません。

3 この契約を解約するときは、私から真行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、真行はこの契約が終了したものと取扱いさせていただきます。

4 この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、真行の責めによる場合を除き、真行には迷惑をかけません。(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます)

組合記入欄

確認印

グループ生命共済

金融機関提出用 **預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)**

H1113A3(510)086

232120 年 月 日 122026000900

組合コード **1234567890** 申込日 **2019年1月15日** 収入代行会社 **明治安田システム・テクノロジー株式会社**

金融機関使用事項 (不備返却事由)

1 預金取引なし 2 印鑑相違 3 印鑑不明 4 印鑑不備 5 口座解約 6 口座解約済 7 その他 8 印鑑相違、フリガナ [記入漏れを含む] 9 金融機関番号・店舗番号

銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協

ゆうちょ銀行 16630 0 ※ 1001111

金融機関番号 店舗番号 預金種目 口座番号 (おついでに記入ください)

0005017 1普通 1001111

金融機関お届け印 (サイン) 振替日 毎月12日 (当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をご押印ください。

1 真行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却して下さりたくありません。

3 この契約を解約するときは、私から真行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、真行はこの契約が終了したものと取扱いさせていただきます。

4 この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、真行の責めによる場合を除き、真行には迷惑をかけません。(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます)

金融機関提出用 **預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)**

H1113A3(510)086

232120 年 月 日 122026000900

組合コード **1234567890** 申込日 **2019年1月15日** 収入代行会社 **明治安田システム・テクノロジー株式会社**

金融機関使用事項 (不備返却事由)

1 預金取引なし 2 印鑑相違 3 印鑑不明 4 印鑑不備 5 口座解約 6 口座解約済 7 その他 8 印鑑相違、フリガナ [記入漏れを含む] 9 金融機関番号・店舗番号

銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協

ゆうちょ銀行 16630 0 ※ 1001111

金融機関番号 店舗番号 預金種目 口座番号 (おついでに記入ください)

0005017 1普通 1001111

金融機関お届け印 (サイン) 振替日 毎月12日 (当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をご押印ください。

1 真行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却して下さりたくありません。

3 この契約を解約するときは、私から真行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、真行はこの契約が終了したものと取扱いさせていただきます。

4 この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、真行の責めによる場合を除き、真行には迷惑をかけません。(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます)